

兵庫県公報

平成21年9月25日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	2

公布された法令のあらまし

- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）
知事室長の管理職手当の区分について、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年9月25日

兵庫県人事委員会
委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第5号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
別表第1知事の事務部局の款本庁の項を次のように改める。

知事の 事務部 局	本庁	(1) 理事 (2) 会計管理者 (3) 部長 (4) 局長（行政職10級の者に限る。） (5) 参事（行政職10級の者に限る。） (6) 政策参事 (7) ものづくり教育参事 (8) 観光参事 (9) 医監	1種
		(1) 出納局長 (2) 局長（行政職10級の者を除く。） (3) 知事室長 (4) 政策室長 (5) 住宅参事 (6) 工事検査室長	2種
		(1) 参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (2) 医療指導官 (3) 課長	3種

	(4) 室長（行政職 8 級の者のうち、人事委員会が定める者に限る。） (5) 職員相談員	
	(1) 室長（管理職手当に係る区分が 3 種の職を占める者を除く。） (2) 参事（行政職 9 級及び 10 級並びに医師・歯科医師職 4 級の参事を除く。） (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 主任生活科学専門員（行政職 8 級の者に限る。） (11) 主任技術専門員（行政職 8 級の者に限る。）	4 種
	(1) 副課長 (2) 副室長 (3) 主幹 (4) 研究参事	5 種
	水産課はやたか船長	7 種

附 則

この規則は、平成21年 9月26日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 9月25日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会告示第 5 号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中知事の内部部局の項を次のように改める。

知事の内部部局	職員	職員	主任職員	主査	課長補佐 係長 渉外専門員 統計専門員 軽油調査 専門員 企画専門員 青少年指 導専門員 文化専門員 生涯学習 専門員 計量専門員	室長 副課長 副室長 主幹 課長補佐 副隊長 主任生涯 学習専門員 主任渉外 専門員 主任統計 専門員 主任軽油 調査専門員 主任青少年 指導専	課長 室長 参事 隊長 不正軽油 特別対策 官 個人住民 税特別対 策官 こども安 全官 食品安全 官 家畜安全 官 主任広報 専門員	局長 出納局長 知事室長 政策室長 工事検査 室長 参事 住宅参事	部長 局長 参事 政策参事 ものづく り教育参 事 観光参事	理事 会計管理 者
---------	----	----	------	----	---	---	--	--	---	-----------------

				専門技術 員 換地専門 員 農地管理 専門員 環境創造 型農業專 門員 林業専門 技術員 水産業專 門技術員 会計審査 ・指導專 門員 工事検査 専門員 技術専門 員	門員 主任文化 専門員 主任計量 専門員 主任専門 技術員 主任換地 専門員 主任農地 管理専門 員 主任工事 検査専門 員 主任技術 専門員	職員相談 員 主任技術 専門員		
--	--	--	--	--	---	--------------------------	--	--

附 則

この告示は、平成21年 9月26日から施行する。